令和７年第１回臨時会

赤 井 川 村 議 会 会 議 録

第１日　（令和７年１月２３日）

◎議事日程（第１日）

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　議案第　１号　共栄東橋架替工事請負変更契約の締結について

第　５　議案第　２号　令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第８号）

追加日程

第　１　議会運営委員会　閉会中の継続調査申出書

委員長申出

◎出席議員（８名）

１番	阿部　猛君	２番	連　茂君
３番	曽根敏明君	４番	能登ゆう君
５番	川人孝則君	６番	藤門　弘君
７番	山口芳之君	８番	岩井英明君

◎欠席議員（０名）

◎出席説明員

村長	馬場　希君
副村長	大石和朗君
会計管理者	谷　早苗君
総務課長	秋元千春君
住民課長	小林義幸君
保健福祉課長	髙松重和君
産業課長	神　信弘君
建設課長	釣賀謙一君
教育長	根井朗夫君
教育委員会次長	藤田俊幸君

◎議会事務局

事務局長	横井慎之君

書　　記　　今　泉　　央　君

（午前１０時００分開会）

◎開会宣告

○議長（岩井英明君）　おはようございます。ただいまの出席議員数は８名です。

定足数に達しておりますので、令和７年第１回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君）　直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に提出されました案件は、議案２件であります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君）　それでは、日程第１、会議録署名議員の指名を議題といたします。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において６番、藤門弘君及び７番、山口芳之君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（岩井英明君）　次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの１日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（岩井英明君）　次に、日程第３、諸般の報告をさせていただきたいと思いますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思います。

第１に、本日は地方自治法第121条の規定により、１ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第２に、地方自治法第235条の２の規定により、監査委員より令和６年12月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、２ページとして配付いたしております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第４　議案第１号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第４、議案第１号　共栄東橋架替工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　ただいま上程いただきました議案第１号について説明をさせていただきます。

議案第１号　共栄東橋架替工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和７年１月23日提出、赤井川村長。

記といたしまして、契約の目的につきましては共栄東橋架け替え工事でございます。原契約金額につきましては4,928万円、変更契約金額につきましては4,986万3,000円、契約の相手方につきましては古平郡古平町大字港町３番地、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範でございます。工期につきましては、原契約工期と変更なく、令和６年７月８日から令和７年３月10日までとなっております。理由といたしまして、敷き鉄板の設置、撤去費の追加及び立ち木伐採本数増における運搬処分費の見直し並びに除雪延長減に伴う除雪費の減額のためでございます。

１ページから３ページまで、建設工事請負変更契約の締結に関する契約書となります。第１条に、発注者と受注者は、頭書の工事について赤井川村議会において議決されたときは別紙契約書案により当該工事の請負変更契約を締結するものとあります。

４ページに工事請負変更契約書案を添付しております。

５ページを御覧ください。説明資料となります。４、当初契約内容、予定価格4,996万2,000円、こちらは税込みになります。落札金額、同じく税込みで4,928万円、落札比率は98.63％となります。５、変更契約内容、予定価格5,055万6,000円、こちらも税込みになります。落札金額4,986万3,000円、当初の落札比率98.63％となります。

本議案につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に定める予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負とするに当たります。設計変更後、請負契約金額は当初請負契約金額に対し58万3,000円の増額となります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

川人議員。

○５番（川人孝則君）　5,000万超えたから、これを議決案件として今出されたというふうに解釈してよろしいのですよね。この理由としての敷き鉄板の設置、撤去費だとか伐採の数量だとか、これというのは当初の予算と今の現状と、除雪延長は減で減るとか、どれがどの部分でどういう工事で減るとか減らないとか、そういうのが全く理解できなくて、ま

ず一回もうこういう工事が始まっている段階で、どういう段階で工事が変更になるという理由が全然自分ら見えてこないという、こういう4,900万で年度途中でこうやって5,000万超えたから議決案件だから出しますよ。この工事きっと止まらないと思うのですよ、これ請負工事もう始まってしまっているわけですから。その辺の理由が分からない段階で、自分らがこれだけを見てそれを承認してほしいというのはちょっと無理があるのかなというふうに解釈します。あらかじめそういう締結、これ幾らの予算の計画だった、こういうので増えたのだとかいう理由が全く自分は理解できないので、このまま本当に承認していいのかという感じを覚えるのですが、そこら辺もう少し説明できるものであれば説明してほしいのですが。

○議長（岩井英明君）　建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君）　まず、敷き鉄板の設置、撤去費なのですけれども、当初予定ではそこの地盤自体が頑丈な地盤だという判断をしておりまして、重機の搬入の際に特に敷き鉄板の必要性はないという判断をした設計をさせてもらっておりますが、実際に現場のほうを確認しましたところ、やはり軟弱地盤が若干あるので、ここの部分にはどうしても敷き鉄板を敷かなければ重機の転倒等の危険性があるということで敷き鉄板の設置、撤去費が追加になっております。また、立ち木伐採本数増というのも、こちらのほうもここの部分までは立ち木の伐採本数は見込んではいたのですけれども、実際に工事にかかるに当たりまして、やっぱりもう少し立ち木伐採を増やさなければ工事のほうの進捗がよくないですとか、そういったものがあったものですから、立ち木伐採の部分の本数の増になっております。除雪費につきましては、今回冬期工事期間の部分の除雪費の部分で、本来はもう少し奥のほうまで除雪をしなければならないだろうという判断をしていたのですけれども、実際に確認をしましたところそこの部分の除雪の延長が短くても済むという判断をしたものですから、こちらのほうにつきましては除雪費の延長減という形で精査させてもらっております。

以上です。

○議長（岩井英明君）　川人議員。

○５番（川人孝則君）　敷き鉄板が必要になった、木切るところも多くなったということは理解しますけれども、そしたら当初の計画というのがどういうのだったというのが本当に自分ら、これ出てきていないわけです、この工事やることに関しては一切。どの程度の広さが本当に必要なのかというのが全然見えていない段階で、いざ始まったらこういうあれで変更しましたと。変更することはいいとしても、大体それが最初の当初の予算の見方というのどうなの。これ5,000万超えていないから、議決案件でないからそのまま今まで流れてきているわけですけれども、これで急遽そういうふうに変わりましたよ、議決案件になりましたから承認してくださいという出し方が本当に正規なものなのかどうかというのは、よっぽど設計変更、どれかがこの工事やっていてどうしても重要なところでかかるということなら分かりますけれども、場所が足りない、軟弱だったとか、木切る本数が増え

たとかいうのが本当の最初の設計でそれが正しかったのかということにならないのかなというふうに自分は解釈するのですが、その辺はどうなのでしょうか。
○議長（岩井英明君）　建設課長。
○建設課長（釣賀謙一君）　実は、この設計に関しましても村のほうの設計も含めて委託業務のほうに入っておりまして、委託業者のほうから上がってきた設計書に基づいて設計を精査して行った工事なのですけれども、今後につきましてもその辺の部分の増減につきましてはもう少し慎重に精査した上で発注業務のほうを取り扱いたいと思います。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番(能登ゆう君)　工事に関連してちょっと今後配慮いただきたいことがありまして、質問いたします。
　この工事の奥に１軒、独り暮らしの高齢者の方いらっしゃいます。工事に伴って仮の道路を造ってくださっていたのですけれども､その道路が本当に車体１台分､とても狭くて、なのでそこのお宅に行く例えばデイサービスの車、ちょっと大きめなのです。デイサービスの車であるとか、知人の方が尋ねる際にもそこ通るのが怖くて、特に積雪後はちょっと怖くて通るのも尻込みしてしまうくらいの幅の道路だったのです。そもそもその道路自体もコーン立って入れないようになっていることもあって、だから尋ねていった方はわざわざ自分でそれずらして入っていったりとか、そういういろいろ不具合、不都合も起きております。なので、今回の工事はもう始まってしまっているし、工期ももうすぐですので、今回はともかくとしても、今後もこういった工事行う際、周辺住民の方への影響というのにもうちょっと配慮いただきたいなと思います。今回本当デイの車が入るのは大変だったみたいなのです。なので、そういうこともあらかじめ予見できることですので、ぜひ工事の方とのコミュニケーションを密にして、周辺の住民の方に迷惑かからないようにそういった配慮を十分していただきたいと思います。
　以上、よろしくお願いいたします。
○議長（岩井英明君）　建設課長。
○建設課長（釣賀謙一君）　どうもありがとうございます。一応今回の工事につきましても、奥の方ともある程度のお話ですとか、あとデイサービスのほうとも一応調整はしたのですけれども、一時的に12月の雪がちょっと多かった部分ですとか、あとは最終的に12月の末なのですけれども、一応全面的に完全除雪をさせていただいて、デイのほうには大きい車からちょっと小さい車の搬入でお願いしたりとかというところはやってはみたのですけれども、能登議員おっしゃるように、そういった部分についてはもう少し注意して今後発注していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○議長（岩井英明君）　そのほか質問ありませんか。ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１号　共栄東橋架替工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第１号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第１号　共栄東橋架替工事請負変更契約の締結については、原案のとおり承認されました。

◎日程第５　議案第２号

○議長（岩井英明君）　次に、日程第５、議案第２号　令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場　希君）　それでは、ただいま上程いただいた一般会計補正予算書（第８号）についてご説明をさせていただきます。

１ページをお開きください。議案第２号　令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第８号）。

令和６年度赤井川村の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,450万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億262万1,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１月23日提出、赤井川村長。

それでは、２ページをお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額に2,350万2,000円を追加し、３億1,137万1,000円に。２項の国庫補助金の追加でございます。

18款繰入金、既定額に100万円を追加し、１億7,084万3,000円に。２項基金繰入金の追加でございます。

歳入合計、既定額に2,450万2,000円を追加し、31億262万1,000円にしようとするものでございます。

続きまして、３ページに入ります。歳出、２款総務費、既定額に2,438万4,000円を追加し、５億4,470万3,000円に。１項の総務管理費の追加です。

９款教育費、既定額に54万8,000円を追加し、２億3,625万3,000円に。４項の社会教育費の追加であります。

12款予備費、既定額から43万円を減じ、93万1,000円に。１項の予備費の減でございます。

歳出合計、既定額に歳入同額の2,450万2,000円を追加し、31億262万1,000円とするものでございます。

詳細については副村長、担当課長でご説明させていただきますが、今回は国の支援交付金の関係の補正予算を中心に計上させていただいておりますので、詳細について担当課長からご説明させていただきます。ひとつよろしくご審議の上、ご決定いただき、スムーズな予算執行ができるようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君）　副村長。

○副村長（大石和朗君）　それでは、私のほうから令和６年度一般会計補正予算（第８号）の歳入についての説明をさせていただきます。

一般会計補正予算書の６ページ目をお開きください。２、歳入、14款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、既定額に2,350万2,000円を追加し、１億4,253万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額で、詳細につきましては歳出のほうで担当課長より説明を申し上げます。

続いて、７ページです。18款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、既定額に100万円を追加し、１億700万円にしようとするものでございます。内訳は、歳出の増額により歳入不足による財源補填を行うための増額でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君）　小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君）　それでは、住民課歳出予算について説明させていただきます。

８ページ目をお開きください。２款総務費、１項総務管理費、12目物価高騰対応重点支援事業費（令和６年度非課税化等）、既定額に2,438万4,000円を追加し、3,854万9,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で５本の給付金を新規計上するため、2,326万円を計上するものです。給付金の種類につきましては、本日配付しております資料、物価高騰対応重点支援事業の左側のとおり、①、令和６年度非課税世帯に対して３万円、②、令和６年度非課税世帯に同居する18歳以下の子供１人に対し２万円、③、令和６年度均等割のみ課税世帯に対し１万円、④、18歳以下の子供１人に対し１万円、⑤、所得960万円以下の世帯に対し5,000円となります。10節需用費50万1,000円、11節役務費62万3,000円につきましては、郵便料等の事務経費を計上するものです。

11ページ目をお開きください。12款予備費、１項予備費、１目予備費、既定額から43万円を減額し、93万1,000円にしようとするもので、歳入歳出予算の調整を行うものです。

以上で住民課歳出予算の説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くだ

さいますようお願いいたします。
○議長（岩井英明君）　藤田教育委員会次長。
○教育委員会次長（藤田俊幸君）　それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。
　予算書の10ページをお開きください。９款教育費、４項社会教育費、２目社会教育施設費、既定額に54万8,000円を追加し、1,007万8,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で、１月９日、生活改善センターの屋根から落雪した際、雪に引きずられて屋根の一部が剥落したために修繕が必要となり、雪害対応用修繕費として新規に計上しようとするものです。なお、本件は村が加入する建物災害共済保険の雪害に該当する見込みであり、給付に向けて手続を進めてまいりますが、金額が確定していないことから、歳入予算には今回計上しておりません。
　以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○議長（岩井英明君）　提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　物価高騰対応重点支援事業ということで、資料もつけていただいたので、ちょっと資料の中で数字的な部分について確認させてください。まず、この資料を作成した段階での全体の世帯数について教えてください。村全体で何世帯のうちのこの給付の対象が何世帯であるかという読み方ができるようになるので、全体の世帯数がもし分かれば教えていただきたいのと、あとこの⑤番、所得960万円以下の世帯というのがどのくらい、何世帯あるのか、これ人数で出ているので世帯数については分からないので、それももし分かれば教えてください。あと、事業に対する未確定者という言葉で表現されている未確定者の人数というのがどのくらいになるのか、その辺についてももし分かれば教えていただきたいと思います。
　以上です。
○議長（岩井英明君）　住民課長。
○住民課長（小林義幸君）　まず、世帯数の部分につきまして、大変申し訳ありません、この基準日につきましては令和６年12月13日時点ということで基準日を設け、この事業を推進していくところでありますが、申し訳ありません、ちょっと世帯数まで把握しておらず、後ほど回答させていただきたいと思いますが、よろしかったでしょうか。
（何事か呼ぶ者あり）
○住民課長（小林義幸君）　申し訳ありません。
　未確定者の数字につきましてでございます。まず、１番の３万円給付につきまして430世帯ということで、掛ける３万円で1,290万円を計上しておりますが、今段階では108世帯ほどが未確定ということで、口座確認もしくは課税状況の確認が必要となってくると思わ

れます。また、独自事業の３、４、５につきましてはこれから精査していくような状況で、まだ資料がそろっていないということで、未確定者につきましては今ここで数字としてお知らせすることはまだできないような状況になっております。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　ぜひ後ほど教えていただければと思います。
　あと、今ちょっとご説明あった中で基準日の設定が令和６年の12月13日です。では、国の事業がそういうことになっているということだと思うのですけれども、村独自事業についても基準日はそろえるということでよろしいでしょうか。
○議長（岩井英明君）　住民課長。
○住民課長（小林義幸君）　１番、２番の国政策事業と同様に村の事業としても同じく令和６年12月13日を基準日として進めていきたいと考えております。
○議長（岩井英明君）　そしたら、住民課長、未答弁の分、休憩取りますので、調査して報告してください。
　若干休憩します。

午前１０時２６分　休憩
午前１０時３２分　再開

○議長（岩井英明君）　会議を再開いたします。
　住民課長。
○住民課長（小林義幸君）　申し訳ありません。先ほどご質問ありました令和６年12月13日現在の世帯数につきましては、994世帯となっております。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　全体の世帯数が994ということで、⑤番についてはさっき１回質問したのですけれども、５番の所得960万以下の世帯というのは分かりますか、何世帯。ここ人数で出ているので、もし世帯数分かればお願いします。
○議長（岩井英明君）　住民課長。
○住民課長（小林義幸君）　大変申し訳ありません、３番、４番、５番につきましてはまだ精査中ということですので、多分994世帯から何世帯か減になると思われます。
（何事か呼ぶ者あり）
○議長（岩井英明君）　若干休憩します。

午前１０時３４分　休憩
午前１０時３５分　再開

○議長（岩井英明君）　会議を再開いたします。

住民課長。
○住民課長（小林義幸君）　大変申し訳ありません。⑤番の所得950万円以下の世帯の部分につきましては、数世帯、約20人ほどは非該当になると思われます。
○議長（岩井英明君）　能登ゆう君。
○４番（能登ゆう君）　こうした資料を見るとき私たちの議員の立場としては、村全体に対する政策の効果というか、インパクトがどのくらいなのかなってやっぱり目で読むので、全体数が分かるととても助かるということでいろいろ今お聞きしました。すみません、ありがとうございます。
○議長（岩井英明君）　川人議員。
○５番（川人孝則君）　ちょっとお聞きしますけれども、国政事業、村単独事業、これ分ける金額、こちらに書かれている予算書ではその分総務課のほうで書かれているのですが、収入として一括国からの補助金でぼんとのっかっているのです。その分のうち何ぼが国政事業の分に使うのだよとか、非課税世帯に使うのですよとか、そういう内訳というのが何もないわけですから、これを村独自でこの金額の割り振りをできるものなのかどうか、それとも国でこれだけの割合はこっちに使いなさいとか、あとは村の単独事業で使っていいですよとか、そういうことがあるのかないのか、そこら辺確認させてください。
○議長（岩井英明君）　住民課長。
○住民課長（小林義幸君）　まず、村独自事業になります。こちらにつきましては、上限額が定められておりまして893万3,000円、この事業費の中で３番、４番の推奨メニューを行っていく考えであります。また、１番、２番の非課税化に対する３万円、２万円の事業につきましては上限額は定めておりませんので、今後事業費につきましては、この支出額が確定次第それが事業費の確定額となるような状況となっております。
以上です。
○議長（岩井英明君）　まだ答弁することがあるのですか。
住民課長。
○住民課長（小林義幸君）　すみません、６ページのほうを御覧いただけますでしょうか。予算書６ページのほうをお開きください。この臨時交付金につきましては2,350万2,000円というふうに数字が上がってきております。歳出につきましては2,438万4,000円と差額が92万7,000円の誤差があります。その誤差につきましては、先ほど言った歳出額、８ページ目、３番、物価高騰対応重点支援事業費986万円に対して実際の国費事業は893万3,000円になります。さらに、それでいくと４万5,000円の差額が出てきますが、この４万5,000円の差額につきましては今年度夏に実施した給付金事業、これの精算分として４万5,000円が計上されて、歳入としては2,350万2,000円という数字になっております。
以上です。
○議長（岩井英明君）　そのほか質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第２号　令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第８号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第２号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君）　起立多数であります。

よって、議案第２号　令和６年度赤井川村一般会計補正予算（第８号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第１として議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程第１、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第１　議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君）　次に、追加日程第１、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君）　お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、令和７年第１回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君）　異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君）　これで本日の会議を閉じます。

令和７年第１回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

（午前１０時４１分閉会）